別表第三第二十三号中「百万枚」を「百三十万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百五十二号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、小規模企業共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。

経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　菅　**直人**

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百五十三号

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改める。

附　則

この政令は、小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　菅　**直人**

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百五十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二中「コートジボワール」の下に「、エリトリア」を加える。

附　則

この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　菅　**直人**

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百五十五号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号イ中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第六号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

附　則

この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直人**

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十三日

内閣総理大臣　菅　**直人**